

21 酒類の地理的表示に関する表示基準

1 地理的表示制度について

ヨーロッパのワイン法を起源とする地理的表示(Geographical Indication : GI)制度は、酒類や農産品において、ある特定の産地ならではの特性（品質、社会的評価等）が確立されている場合に、当該産地内で生産され、一定の生産基準を満たした商品だけが、その産地名（地域ブランド）を独占的に名乗ることができる制度です。

地理的表示に指定されると、商品の原料、製法や品質基準が明確になり、一定の品質を満たさない商品の地域ブランドへの「ただ乗り」防止によるブランド価値の向上が期待できるほか、国際交渉を通じて、外国に対しても地理的表示を名乗った模造品等の取締りを求めることができるようになります。

2 制定の経緯等

WTO（世界貿易機関）協定の附属書であるTRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）においては、地理的表示が知的所有権の一つであると定義され、産地の虚偽表示や真正の産地以外を産地とするものであると消費者が誤認するような表示の使用が禁止されました。さらに、ぶどう酒又は蒸留酒については、地理的表示により表示される場所を産地としないものについて、その真正の産地が表示される場合や、「種類」、「型」等の表現を伴う場合など、消費者が誤認しないような表示であっても、その地理的表示の使用が禁止されました。WTO加盟国には地理的表示の保護に関して、利害関係を有する者に対する法的手段の確保、又は行政上の措置による実施の確保が義務付けられています。

日本においては、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」の規定に基づき「地理的表示に関する表示基準」（平成6年12月国税庁告示第4号）（以下「旧表示基準」といいます。）を平成6年12月に定め、行政上の措置によりぶどう酒又は蒸留酒の地理的表示の保護を行ってきました。また、平成17年9月には、清酒の地域ブランド確立に向けた体制の整備を図るため、旧表示基準の一部を改正して清酒の地理的表示の保護を行うこととしました。

しかし、旧表示基準では地理的表示の指定の要件が具体的に示されていないこともあり、十分な活用が進まなかったという状況を踏まえ、日本産酒類のブランド価値の向上や輸出促進の観点から、平成27年10月に全ての酒類を対象とした「酒類の地理的表示に関する表示基準」（平成27年10月国税庁告示第19号）（以下「表示基準」といいます。）として大幅な見直しを行い、地理的表示の指定を受けるための基準の明確化、消費者に分かりやすい統一的な表示のルール化等の制度の体系化を行いました。

3 表示基準の概要

酒類の地理的表示

酒類の地理的表示とは、酒類に関し、その確立した品質、社会的評価又はその他の特性が当該酒類の地理的な産地に主として帰せられる場合において、当該酒類がWTO加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を産地とするものであることを特定する表示であって、国税庁長官が指定するもの又は日本国以外のWTO加盟国において保護されるものをいいます。

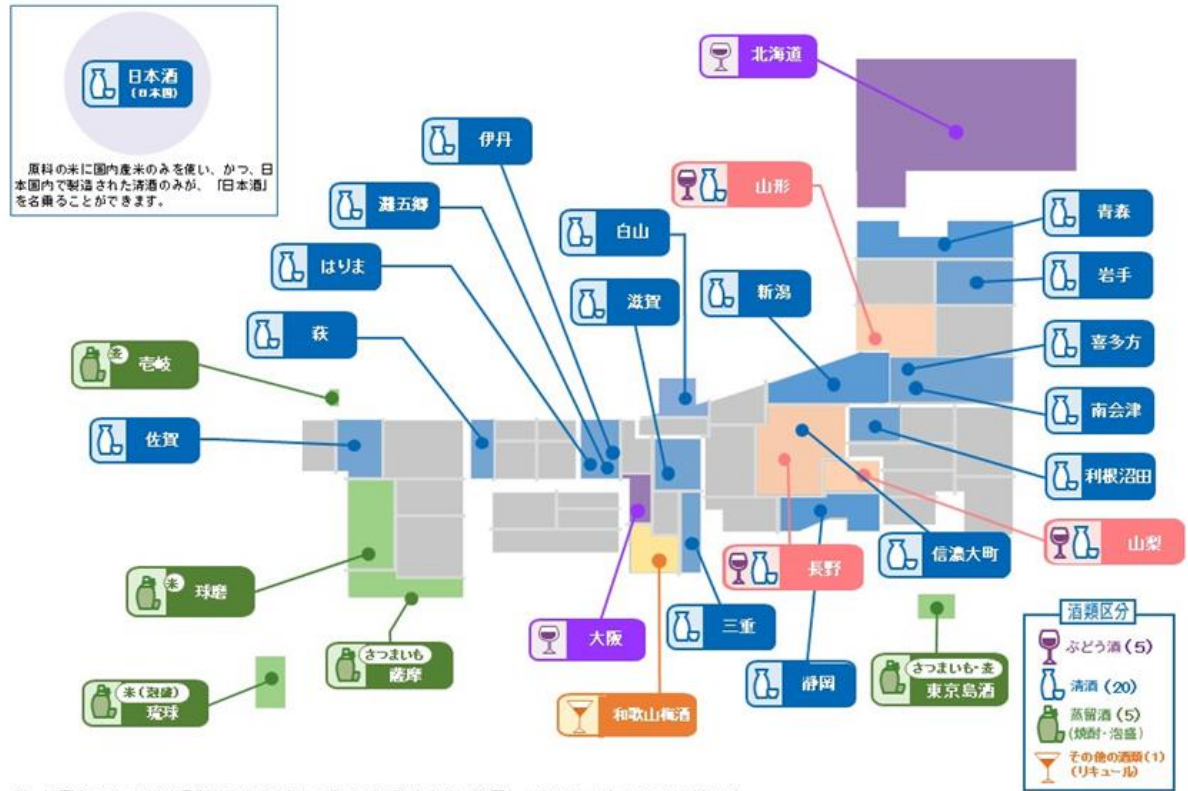
国内における酒類の地理的表示は、令和7年6月末時点で31の地域（日本酒を含みます。）を指定しています。（次ページ参照）

※ 日本国以外のWTO加盟国の地理的表示を保護するに当たっては、国税庁長官が交渉等を通じて確認することとしています。

(1) 国税庁長官が指定した地理的表示（令和7年6月末現在）

名称	指定した日 (変更した日)	産地の範囲	酒類区分
壱岐	平成7年6月30日 (平成30年2月27日)	長崎県壱岐市	蒸留酒
球磨	平成7年6月30日 (平成30年2月27日)	熊本県球磨郡及び人吉市	蒸留酒
琉球	平成7年6月30日 (平成30年2月27日、 令和2年9月14日)	沖縄県	蒸留酒
薩摩	平成17年12月22日 (平成30年2月27日)	鹿児島県（奄美市及び大島郡を除く。）	蒸留酒
白山	平成17年12月22日 (令和7年3月31日)	石川県白山市	清酒
山梨	平成25年7月16日 (平成29年6月26日)	山梨県	ぶどう酒
日本酒	平成27年12月25日	日本国	清酒
山形	平成28年12月16日	山形県	清酒
北海道	平成30年6月28日	北海道	ぶどう酒
灘五郷	平成30年6月28日 (令和2年8月17日)	兵庫県神戸市灘区、東灘区、芦屋市及び西宮市	清酒
はりま	令和2年3月16日	兵庫県姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、宍粟市、加東市、たつの市、明石市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町及び佐用町	清酒
三重	令和2年6月19日	三重県	清酒
和歌山梅酒	令和2年9月7日	和歌山県	その他の酒類
利根沼田	令和3年1月22日	群馬県沼田市、利根郡片品村、川場村、昭和村及びみなかみ町	清酒
萩	令和3年3月30日	山口県萩市及び阿武郡阿武町	清酒
山梨	令和3年4月28日	山梨県	清酒
佐賀	令和3年6月14日	佐賀県	清酒
大阪	令和3年6月30日	大阪府	ぶどう酒
長野	令和3年6月30日	長野県	ぶどう酒
長野	令和3年6月30日	長野県	清酒
山形	令和3年6月30日	山形県	ぶどう酒
新潟	令和4年2月7日	新潟県	清酒
滋賀	令和4年4月13日	滋賀県	清酒
信濃大町	令和5年6月30日	長野県大町市	清酒
岩手	令和5年9月25日	岩手県	清酒
静岡	令和5年11月30日	静岡県	清酒
東京島酒	令和6年3月13日	東京都大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町及び青ヶ島村	蒸留酒
南会津	令和6年8月30日	福島県南会津郡南会津町	清酒
伊丹	令和6年11月29日	兵庫県伊丹市	清酒
喜多方	令和6年12月20日	福島県喜多方市及び耶麻郡西会津町	清酒
青森	令和7年6月20日	青森県	清酒

酒類の地理的表示の指定状況（令和7年6月末現在）



注 地図上では、都道府県単位で着色を行っており、必ずしも産地の範囲と一致しているわけではありません。

(2) 保護に当たって交渉等を通じて確認した地理的表示の状況

イ 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年4月1日発効）

メキシコ合衆国で保護		日本国で保護	
名称	酒類区分	名称	酒類区分
壱岐	蒸留酒	テキーラ/Tequila	蒸留酒
球磨	蒸留酒	メスカル/Mezcal	蒸留酒
琉球	蒸留酒	ソトール/Sotol	蒸留酒
薩摩	蒸留酒	バカノラ/Bacanora	蒸留酒
		チャランダ/Charanda	蒸留酒

ロ 戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定（平成19年9月3日発効）

チリ共和国で保護		日本国で保護	
名称	酒類区分	名称	酒類区分
薩摩	蒸留酒	チリ産ピスコ/Pisco Chilieno (Chilean Pisco)	蒸留酒

ハ 経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定（平成24年3月1日発効）

ペルー共和国で保護		日本国で保護	
名称	酒類区分	名称	酒類区分
壱岐	蒸留酒	ピスコ・ペルー/Pisco Perú (Pisco Peru)	蒸留酒
球磨	蒸留酒		
琉球	蒸留酒		
薩摩	蒸留酒		

ニ 経済上の連携に関する日本国と欧州連合（EU）との間の協定（平成31年2月1日発効）

【欧州連合（EU）で保護】

名称	酒類区分	名称	酒類区分
壱岐	蒸留酒	はりま	清酒
球磨	蒸留酒	三重	清酒
琉球	蒸留酒	和歌山梅酒	その他の酒類
薩摩	蒸留酒	利根沼田	清酒
白山	清酒	萩	清酒
山梨	ぶどう酒	佐賀	清酒
	清酒	大阪	ぶどう酒
日本酒	清酒	長野	ぶどう酒
山形	ぶどう酒		清酒
	清酒	新潟	清酒
北海道	ぶどう酒	滋賀	清酒
灘五郷	清酒		

【日本で保護】

ボルドー、ブルゴーニュ（いずれもぶどう酒）など169の地理的表示。

ホ 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定
(令和3年1月1日発効)

【グレートブリテン及び北アイルランド連合王国で保護】

名称	酒類区分	名称	酒類区分
壱岐	蒸留酒	はりま	清酒
球磨	蒸留酒	三重	清酒
琉球	蒸留酒	和歌山梅酒	その他の酒類
薩摩	蒸留酒	利根沼田	清酒
白山	清酒	萩	清酒
山梨	ぶどう酒	佐賀	清酒
	清酒	大阪	ぶどう酒
日本酒	清酒	長野	ぶどう酒
山形	ぶどう酒		清酒
	清酒	新潟	清酒
北海道	ぶどう酒	滋賀	清酒
灘五郷	清酒		

【日本で保護】

スコッチ・ウイスキー（蒸留酒）など23の地理的表示。

へ 「酒類の表示の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文」及び「日本産酒類に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文」

アメリカ合衆国で保護		日本国で保護	
名称	酒類区分	名称	酒類区分
山梨	ぶどう酒	バーボン・ウイスキー/ Bourbon Whisky (Bourbon Whiskey)	蒸留酒
日本酒	清酒	テネシー・ウイスキー/ Tennessee Whisky (Tennessee Whiskey)	蒸留酒
北海道	ぶどう酒		

(3) 相手国への申請により保護された地理的表示の状況

インド（物品の地理的表示（登録及び保護）法、1999年法律第48号）

登録番号	名称	区分	登録日
994	日本酒	Class 33 (アルコール飲料)	令和6年4月1日

地理的表示の保護の内容

地理的表示の名称は、当該地理的表示の産地以外を産地とする酒類及び当該地理的表示に係る生産基準を満たさない酒類について使用することができません。

また、当該酒類の真正の産地として使用する場合又は地理的表示の名称が翻訳された上で使用される場合若しくは「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴い使用される場合においても、同様に使用することはできません（例えば、長崎県壱岐市以外で製造された焼酎に「焼酎壱岐タイプ」、「壱岐風焼酎」などと表示することはできません。）。

なお、地理的表示は「ぶどう酒」、「蒸留酒」、「清酒」又は「その他の酒類」の酒類区分ごとに指定等することとしており、地理的表示の酒類区分と異なる酒類区分での使用は禁止されません（例えば、ぶどう酒の地理的表示である「大阪」を清酒に使用する場合。）。

地理的表示の使用

地理的表示の使用とは、酒類製造業者又は酒類販売業者が行う行為で、次に掲げる行為をいいます。

- イ 酒類の容器又は包装に地理的表示を付する行為
- ロ 酒類の容器又は包装に地理的表示を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引き渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為
- ハ 酒類に関する広告、価格表又は取引書類に地理的表示を付して展示し、又は頒布する行為

地理的表示であることを明らかにする表示

消費者が、酒類のラベル表示から地理的表示制度に基づいた酒類であるかどうかを区別できるよう、消費者に分かりやすい統一的な表示のルールとして、酒類の容器又は包装に地理的表示を使用する場合は、使用した地理的表示の名称のいずれか一箇所以上に「地理的表示」、「Geographical Indication」又は「G I」の文字を併せて使用することとしています。

なお、地理的表示を使用していない酒類には、「地理的表示」等の文字を使用することはできません。

※ 地理的表示「日本酒」については、これらの文字を併せて使用しなくてもよいこととしています。

適用除外

次に掲げる場合には、地理的表示の保護の規定が適用されません。

- イ 日本国以外のWTO加盟国のぶどう酒又は蒸留酒の地理的表示を、平成6年4月15日前の少なくとも10年間又は同日前に善意で、ぶどう酒又は蒸留酒の商標として日本国内で継続して使用してきた場合
- ロ 地理的表示の指定より先に商標登録出願された登録商標を使用する場合
- ハ 国税庁長官が地理的表示の保護の規定を適用しないものとして公示した商標その他の表示を使用する場合
- ニ 自然人の氏名又は法人の名称、酒類製造業者の製造場又は酒類販売業者の販売場の所在地、酒類の原料の産地として使用する場合（公衆が地理的表示と誤認するような方法で使用する場合を除く）